

三田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第11条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (交付額の特例)</p> <p>2 <u>平成29年4月から平成32年3月までの政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項中「60,000円」とあるのは「45,000円」とする。</u></p>	<p>第1条～第11条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (交付額の特例)</p> <p>2 <u>令和2年4月から令和2年10月までの政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項中「60,000円」とあるのは「45,000円」とする。</u></p>